

平成19年度における警察庁環境配慮の方針の点検結果について

平成21年3月9日

警 察 庁

1 はじめに

環境政策の基本的な方向と取組みの枠組みを明らかにするため、平成12年12月に閣議決定された環境基本計画（平成12年12月22日）において、関係府省は自主的に環境配慮の方針を明らかにすることとされたことを受け、警察庁においては平成16年7月に警察庁環境配慮の方針を策定し、環境犯罪の取締りや交通管理による環境対策を推進するとともに、日常業務における環境に配慮した取組みの推進に努めてきたところである。

今後、環境に配慮した取組みの更なる推進を図るため、平成19年度における実施状況の点検を行うものである。

2 全般的評価

平成19年度における警察庁環境配慮の方針の実施状況については、環境施策を所管する各課において継続的な取組みを実施するとともに、日常業務における環境に配慮した取組みについても、電力使用量、燃料使用量等で数値的效果がみられるなど、庁内の職員全体の意識の高揚が図られ、警察庁環境配慮の方針に基づいた取組みが推進されているものと評価できる。

3 取組状況

(1) 環境施策の推進

ア 環境犯罪の取締りの推進

（平成19年の評価）

環境を破壊する悪質な行為を中心に取締りを推進した。

平成19年中は、7,435件の環境事犯を検挙し、このうち、廃棄物処理法違反による検挙が6,709件で、90.2%を占め、態様として不法投棄事犯の検挙が60.4%であった。

平成18年中の環境事犯の検挙は、6,715件であり、720件の増加となっている。

（今後の取組み）

今後も、不法投棄等の廃棄物処理法違反を重点とした環境事犯の取締りを推進する。

イ 交通管理による環境対策の推進

（平成19年度の評価）

(ア) 交通需要マネジメント施策

大量公共交通機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等

を推進した。

(イ) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用、駐車規制の見直し、悪質性、危険性及び迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締り等のハード・ソフト一体となった駐車対策を推進した。

(ウ) 信号機、交通管制センター等の整備の推進

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等を推進し、交差点における発進・停止回数の減少を図るなど、交通流の円滑化を図った。

(E) 道路交通情報通信システム（VICS）の整備等、高度道路交通システム（ITS）の推進

光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供するとともに、VICSの情報エリアの更なる拡大及び道路交通情報提供の内容の充実等に努めた。また、3メディア対応型VICS車載機の普及促進を積極的に推進した。

さらに、交通公害低減システム（EPMS）を神奈川県、静岡県及び兵庫県において運用した。

(オ) 信号灯器のLED化の推進

平成19年度末までに、約31万灯（車両用約22万灯、歩行者用約9万灯）のLED式信号灯器を整備した。

（今後の取組み）

今後も、交通需要マネジメント施策による交通総量抑制対策、ハード・ソフト一体となった駐車対策等の交通流の円滑化対策、信号機や交通管制センターの高度化等交通安全施設等の整備を引き続き行い、交通管理による環境対策を推進する。

(2) 日常業務における環境に配慮した取組みの推進

ア 物品等の購入や使用に当たっての取組み

（平成19年度の評価）

(ア) グリーン調達への推進

グリーン調達の推進については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、当該方針に基づいて環境に配慮した物品等の調達の推進に努めている。

(イ) 自動車等の効率的利用

低公害車への切り替えについては、129台の公用車において実施しており、また、相乗りの徹底により、公用車利用の効率化を図っているほか、環境に配慮し、アイドリングストップを励行している。

【公用車の燃料使用量：22,171GJ（平成13年度比 12%）】

(ウ) 用紙類の使用量の削減

電子メール、庁内LAN掲示板等を積極的に活用してペーパーレス化を図っているほか、両面コピーの徹底を図るなど用紙使用量の削減に努めている。また、使用済み封筒については、電子メール等で各職員に対し再利用を促すなど、取組みを推進している。

【用紙の使用量：436トン（平成13年度比 1.6%）】

(I) ゴミの分別やリサイクルの推進

コピー機及びプリンターのトナーカートリッジの回収を徹底しており、また、ゴミ分別については、ゴミ分別回収用ボックスを設置し、併せて貼り紙等により職員に対する周知徹底を図っている。さらに、不要になったクリップ、バインダー等については、再利用を推進するように、電子メール等により各職員に対し意識付けを行っている。

【廃棄物の量：923トン（平成13年度比 6.4%）】

(今後の取組み)

グリーン調達については、これまでの取組みを引き続き推進するとともに、グリーン購入法適合商品が存在しない品目を調達する場合においても、エコマーク等が表示され、環境に配慮されている商品の調達を推進する。

また、その他各種取組についても、あらゆる機会を捉え、職員に対し周知徹底に努め、職員一人一人の意識をより一層高めるとともに、環境への負荷をできる限り低減するため、引き続き各種施策を計画的に推進する。

イ 庁舎の整備・管理等における取組み

(平成19年度の評価)

庁舎の整備・管理等においては、冷暖房の適正な温度管理（冷房の場合は28度、暖房の場合は19度）、昼休み中の消灯、OA機器類の節電、人感センサーの設置等不要な箇所の消灯等を徹底するほか、夜間の残業削減や有給休暇の計画的消化を推進するなどエネルギー等の使用量の抑制を図ったところ、平成13年度と比較して、上水使用量、電力使用量及び燃料使用量が減少した。

【単位面積当たりの上水使用量：0.72m³/m²（平成13年度比 4%）】

【事務所の単位面積当たり電力消費量：96kWh/m²（平成13年度比 15.0%）】

【燃料供給設備等における燃料使用量：170,609GJ（平成13年度比 9.7%）】

(今後の取組み)

環境への負荷をできる限り低減するため、各使用量の一層の削減に向け、各種取組を推進する。また、執務室の温度管理、昼休み中の消灯、OA機器類の節電等の取組みについて、引き続き職員一人一人の意識・理解の向上を図る。